別表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 の 内 容 | 事業実施主体 | 採 択 要 件 | 補 助 率 |
| 第１　沖縄型耐候性園芸施設整備事業  　園芸品目の安定生産を図るため環境制御設備等の一体的整備を含めた沖縄型耐候性園芸施設等  　　(1) 強化型耐候性施設  　　(2) 環境制御設備等（(1)強化型耐候性施設と一体的に整備する場合に限る）  第２　耐候性園芸施設補強・改修事業  　施設の長寿命化を図るため耐用年数を過ぎた既存耐候性園芸施設の補強・改修 | 市町村、農業協同組合、広域事業主体、農業者が組織する団体 | 第１及び第２の事業の受益農家戸数は、３戸以上とする。  第１及び第２の事業後は、速やかに園芸施設共済等へ加入する。  第２の事業については次のすべての条件を満たすこととする。  １　耐用年数（財産処分制限期間）を超えて使用しているもの。  ２　助成対象者からの誓約書により、今後、耐用年数（財産処分制限期間）が１４年の施設は７年以上、８年の施設は５年以上利用する意思が確認できるもの。 | ８／１０  　以内 |
|